

沿岸くろまぐろ漁業の承認制導入について(案)

1. 趣旨

- (1) 太平洋クロマグロは、我が国が全漁獲量の約7割を漁獲しており、我が国が率先して国内措置の強化を図り、国際的な資源管理をリードしていくことが重要。
- (2) 国際的なマグロ管理機関(WCPFC: 中西部太平洋まぐろ類委員会)の科学委員会は、未成年魚(ヨコ、メ、ジ)の漁獲量の更なる削減が必要とするなどの評価結果を取りまとめ。
- (3) このため、資源の持続的利用に向け、引き続き資源管理に積極的に取り組むこととし、その一環として、沿岸漁船漁業について、現在の届出制から承認制に移行し、隻数管理を実施する方針。

2. 枠組み **(日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第三十七号)**

- (1) 漁業法第68条第1項に基づく、「広域漁業調整委員会の指示」による承認制。
- (2) 承認対象漁業
平成26年4月1日から同年12月31日の期間内に、動力漁船を使用して、日本海・九州西広域漁業調整委員会の管轄海域でくろまぐろをとることを目的とする漁業(現在、届出制の対象となっている漁業に都道府県知事許可漁業等の一部を追加)
- (3) 承認申請の時期
平成25年12月1日から平成26年3月10日まで。
- (4) 承認に必要な書類等
 - ①承認申請書(様式第一号及び第一号の二)
一覧表方式による申請。
 - ②漁船登録原簿謄本
都道府県が確認している場合には漁船登録原簿謄本の添付省略も可。
- (5) 承認証の交付等
 - ①承認証(様式第二号)。
 - ②申請書の記載事項に変更が生じた場合には変更承認申請書(様式第三号)。
 - ③承認期間中の承継は可。
- (6) 漁獲実績報告書の提出
一覧表方式による報告で暦年の漁獲実績を平成27年1月31日までに提出(様式第五号及び第五号の二)。
- (7) 承認申請、変更承認申請及び漁獲実績報告書の提出先
現在の届出制と同じ(各漁業調整事務所(新潟、境港、九州))。
- (8) 指示の有効期間
平成25年12月1日から平成27年1月31日まで。

3. 現在の届出制との関係 **(日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第三十六号)**

平成26年1月1日から同年3月31日までの間は引き続き届出制による。ただし、現在、届出をしている者は当該期間については届出をしているものとみなし、新たな届出は要しない。